

日本心理学会機関誌への投稿論文に求める倫理的配慮についての判断方針

1. 目的

本方針は、公益社団法人日本心理学会定款第4条(2)および倫理規程に基づき、日本心理学会の機関誌である「心理学研究」および“Japanese Psychological Research”に投稿論文のうち、倫理的配慮を要する研究に関して、その判断基準を定めることを目的とする。

2. 適用範囲と研究の種類別の扱い

2.1 本方針は、以下の2.1.1—2.1.3に該当する研究を行った論文に適用する(別表の研究例を参照)。著者らは取得データの性質に応じて、適切な機関の倫理審査および承認を得るものとする。

2.1.1 ヒトを対象とする新規データを取得する研究。

原則として、インフォームドコンセントの実施に加え、研究開始前に研究倫理審査委員会の承認を必須とする。ただし、著者の所属機関に研究倫理審査委員会が設置されていない場合は、所属機関の長による承認をもって代えることを認めることがある。また、研究倫理審査委員会等によって審査が必要でないと判断された場合は、倫理審査および承認を必須としない。

2.1.2 ヒト以外の動物を対象とする研究。

原則として、研究開始前に研究倫理審査委員会の承認を必須とする。ただし、著者の所属機関に研究倫理審査委員会が設置されていない場合は、所属機関の長による承認をもって代えることを認めることがある。また、研究倫理審査委員会等によって審査が必要でないと判断された場合は、倫理審査および承認を必須としない。

2.1.3 新規データ取得を伴わない研究および2.1.1, 2.1.2に該当しない研究。

オープンデータの二次利用、レビュー論文、メタ分析などは、原則として、研究倫理審査委員会等の承認を必要としない。また、通常の臨床経験や日常の症例報告で研究倫理審査委員会等の審査が不要とされる場合でも、参加者から書面等の記録に残る形で研究使用の同意を得たうえで、個人情報保護法および関連法令等を遵守する。いずれの場合も、著者らは、本文内の方法またはそれに類するセクションに研究倫理に配慮した手続きの詳細を記述する。

2.2 個人情報(匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報、要配慮個人情報、生体情報など)を取り扱う場合は、すべての研究において、各研究の性質に応じたインフォームドコンセントの取得、情報管理、データの利用を適切に行うことを前提とする。

3. 投稿論文の取り扱い

3.1 研究倫理審査委員会等の審査が不要とされる場合で、参加者から書面等の記録に残る形で研究使用の同意を得た研究については、機関誌等編集委員会において、査読を進めるか否か個別に評価・判定する。

- 3.2 研究実施後に研究倫理審査委員会等の承認を得た研究については、個別に機関誌等編集委員会で検討・評価する。
- 3.3 研究倫理審査委員会等による審査・承認を要する研究で、これを得ておらず、かつその理由が妥当と認められない場合は、不採択またはデスク・リジェクションとなる。ただし、研究倫理審査委員会等の承認を得ていない理由が妥当であり、かつ、適切な倫理的な配慮がなされていると判断された場合は、査読に進むこともある。

4. 雑則

本方針の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附則

本方針は、2026年4月1日より施行する。

記

2.1.1 に該当すると考えられる研究の例

介入研究・治療研究、実験研究、インタビュー、面接研究、質問紙調査研究（横断的・縦断的）、観察研究など、研究としての新規性があり、介入の有効性の判定や侵襲性を伴う症例研究・生体情報を取得・取り扱う研究、要配慮個人情報・個人情報を扱う研究。

2.1.2 に該当すると考えられる研究の例

ヒト以外の動物を対象とする研究。関連法規および所属機関や所属団体等の関連指針のもとで実施している研究。

2.1.3 に該当すると考えられる研究の例

メタ分析、システマティックレビュー、ナラティブレビュー、通常行われていると理解される範囲での症例報告（カウンセリング、心理療法）、オープンデータの利用、その他特別な事情のある研究。

以上